

○ 財務省令平成二年三月九日平成二十一年三月五日付利付国庫債券(十年)(第三百五号)に依り告示する。昭和五十七年大蔵大臣菅直人

一 条 平成二年三月九日平成二十一年三月五日付利付国庫債券(十年)(第三百五号)に依り告示する。昭和五十七年大蔵大臣菅直人

二 法会社法第十二条第一項及び特別第三百五号。

三 法行第十四条第一項及び第二項の規定。

四 行方方法の適用及び根拠記載。

競争とて価のし定め争う札価振の以律社法会十財回り付利付国庫債券(十年)(第三百五号)に依り告示する。昭和五十七年大蔵大臣菅直人

競争す得格決、めつ入札。格替適下へ平成十三年法律第百四十九号。

入札を定価らて札札に以を機用、第百三十号。

札札もれ募を格れ、と発よる下競争は受けるものとし、の規定。

と発のる入受競た価同行の振替法。

同行に価額け争利時一発行価に日本銀行の振替法。

時によ格にた入率競にと發行格付けるものとし、の規定。

にとるをよ各札を争行い(以下入行とす)。

行い發そり申にそ札れ。(以下札わる。)その規定。

わうの加込おそれ。(以下重みいのになる、札わる。)その規定。

入札価均応募率い札格格とる。

札格非格し募入とて競争い入。

六

イ
發

価 入 価・別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価・別 債 發 競
 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 入

額 面 金 額 で 二 兆 五 十 三 億 円

ハ 口 イ

五

方 募

入 価 法 入
 札 格 決
 發 競 定
 行 争 の

込 募 各 割 各 当 も 各
 み 限 国 り 申 て の 申
 の 度 債 当 込 る か 込
 応 額 市 て み 。 ら み
 募 の 場 る の そ の
 額 範 特 。 応 の う
 を 囲 別 募 応 ち
 割 内 参 額 募 応
 り に 加 を 額 募
 当 お 者 案 を 価
 て い ご 分 順 格
 る て と に 次 の
 。 各 の よ 割 高
 申 応 り り い

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で
 入 場 も 加 、 た 価 格 国 定 特 あ
 札 特 の 者 財 後 格 競 債 め 別 つ
 發 別 に ご 務 に 競 争 市 る 参 て
 行 参 よ と 大 行 争 入 場 も 加 、
 一 加 る に 臣 わ 入 札 特 の 者 財
 と 者 發 応 が れ 札 發 別 に ご 務
 い ・ 行 募 各 る の 行 参 よ と 大
 う 第 一 限 国 入 と 者 發 応 が
 一 以 度 債 入 い ・ 行 募 各
 非 下 額 市 札 の う 第 一 限 国
 価 一 を 場 で 決 一 以 度 債
 格 国 定 特 あ 定 一 以 度 債
 競 債 め 別 つ を 及 非 下 額 市

七

八 口 イ

一一

八 田

特國札非入価込行争非者特國行争非者特國
別債発競札格入価・別債入価・別債
参市行争発競金札格第参市札格第参市
加場入行争額発競II加場発競I加場
入

千四七二一
八百十兆
百円一七九
八十億万千
六円九
千百
二六
三百
七十八
十九
三十六
万円

百国条特
二債の別
十に規会
五つ定計
億いにに
円て基関
、づす
額きる
面発法
金行律
額し第
でた四
千利十
二付七

百国条特
九債の別
十に規会
二つ定計
億いにに
円て基関
、づす
額きる
面発法
金行律
額し第
でた四
千利十
八付七

一国条特
億債の別
九に規会
千つ定計
三いにに
百て基関
、づす
円額きる
面発法
金行律
額し第
でた四
七利十
十付七

円千に規会
百つ定計
三いにに
十て基関
六はづす
億、きる
五百額發
五額發法
千面行律
四金し第
百額た四
八で利十
十一付七
五兆國條
万六債の別
百に規会

十定會
六計
三基
四財
千政
五百額發
百面行律
十金額た
五利第
四万利
三円付一
千國項
九債の別
百に規会

十 口 イ 一 發	九 八 振 額 最	二	
・別債行争非者特国札非 第参市及入価・別債発競 II加場び札格第参市行争 非者特国発競I加場、入	入価發 札格行行 發競価 行争格日	替 額 面 位 金	低行争非者特国行争非者 入価・別債入価・ 札格第参市札格第 発競II加場発競I
十額格十額 八面五面 錢金錢金 額以額 百上百 円の円 にそに つれつ きぞき 九れ九 十の十 九応九 円募円 五価五	平す額の振 成るの記替 。整載法 十數又の 二百倍は規 年の記定 二金録に 月額はよ 五に、る 日よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 千 二 百 十九 億 八 千 五百 五十 万 円	

下は期た期平

、が金と成控得は出に住時額金にの口るに
 次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係發
 号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる行
 及翌休支次二る税法金前はいだ百算い記と所時
 び當業払の年こ率人額記外てし分出て載し得に
 第業う算六とをがに(一)國取、のしは又て税お
 十日。式月が乗適当の法得当二た、は振がい
 六ににたに二でじ用該算人す該十金前記替源て
 号支當だよ十きたを非式である國を額記録口泉、
 に払たしり日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
 おうる、算を。額け住よるがをじらのれ簿収の
 いへと支出支一る者り場非発た当算る中さ利
 て以き払し払を所又算合居行金該式ものれ子

(一) 年

む十式は一
 も号に、募・
 のによ払入三
 と規り込決パ
 す定算金定ト
 るす出額のセ
 るしに通ント
 期た加知ト
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{47}{365}$$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 每
成 務 本 面 成 利 て を 年
二 大 銀 金 三 子 、 支 六
十 臣 行 額 十 を そ 払 月
二 か 百 一 支 の 期 二
年 ら 円 年 払 日 と 十
二 通 に 十 う 以 し 日
月 知 つ 二 。 前 、 及
五 を き 月 六 各 び
日 受 二 月 支 十
け 円 十 間 払 二
た 日 に 期 月
者 属 に 二
す お 十

額面金額 × $\frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。